

## 十一 改定仮名遣は文法を破壊す

るものにあらず (昭和六年十月)

湯沢幸吉郎

『教育研究』(昭和六年十月)に発表されたもので、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」に対する批判のうち、特にそれが文法を破壊するものであるという批判について反論したものである。

湯沢幸吉郎(一八八七—一九六三)は国語学者で、文部省図書監修官、早稲田大学教授。

### 一

臨時国語調査会の仮名遣改定案に反対する議論の中で、之を採用実行すると、国語の語法文法を破壊することになると説くものがある。若し果して論者の言の如き事実があるならば、改定案には他に如何なる優秀な点があつても、われ等は絶対に之に反対しなければならぬし、何人が考えてもこれは改定案に対する致命的な批難だと、言わなければならぬ。然れどもわれ等の見る所によれば、文法(語法と區別せず。以下同様)破壊の攻撃は、全然誤解から出たものである。

言うまでもなく、文法とはわれ等が一定の思想を發表する

に當つて、それに相當する言語を排列するに就いての法則である。之を説く為には、言語を幾つかの種類に分類して、その各種の性質を究めることは必要であるが、結局は、思想に相當する言語を綴り合せるのが目的である。たとえば、風の吹くを否定する意で、「風が吹かない」と言うのは、文法上正しいのであるが、若しこれを、「風が吹きない」「風と吹かない」など言つたら、それは文法違である。

### 二

古今東西を問わず、およそ如何なる民族の有する言語でも、全然支離滅裂で、何等の法則のないものは考え得ない。若しその様なものであつたら、言語としての使命を果さず、従つて仮りに存したとしても、直ちに死滅してしまふはずである。是によつて観ると、言語の存する所、必らず文法あり、文法の存在は、その言語を語る民族が、文字を有すると否とに關係のないことが明かである。之を我が国に就いて見るに、神代には神代の文法があつたはずであり、奈良朝には奈良朝の文法があつた。更に個人で言えば、平安朝の公卿の語る言語にも文法があり、今日の無学文盲者でもそれが普通の人であつたら、やはりその口から出る言語に文法があるのである。たゞそれに気がついて居るか否かの相違はあるが、文法の存在そのものには変りがない。地球の引力は、ニュートンの創造したものではない。

文法は右の如き性質故、国語を仮名で表記しようが漢字で表記しようが、またはローマ字で表記しようが、実際の国語を写すと言う約束の成立つて居る以上は、文法破壊とはならない。反対に歴史的仮名遣であろうが発音的仮名遣であろうが、又は標準式ローマ字であつても日本式ローマ字であつても、若し実際の国語を写して居なかつたら、文法破壊のかどで、一日も存立を許すべからざるものである。

こゝで誤解を避ける為に一言するが、「不言・鯉などを発音するのに、ハ行の音を用いない現代でも尚且、歴史的仮名遣でイハズ・コヒと表記するのは、実際の国語を写して居るものでない」と攻撃する者があつたら、それは当らない批難である。何となれば、この主義では、別に語間語尾にあるハ・ヒは、ワ・イと発音することを約束して居るからである。

要するに、これまで主張されて来た歴史的仮名遣でも、また新に発表された仮名遣改定案でも、それ／＼の約束を規定してあるので、何れの主張者から出るにしても、対手を攻撃するのに「文法破壊」を以てするのは、当らない批難である。換言すれば、双方に「文法破壊の事実なし」とするのが、われ等の所見である。

## 三

以上簡単ながら本稿の眼目とする所を述べ終えたが、次に、仮名遣改定案に対する「文法破壊」の批難は、如何なるこ

とを意味するかを考えるに、これは発音の変化から生ずる文法の「説き方」である。説明の方法の変化を、文法破壊と命名したのである。

歴史的仮名遣の論者は、大体標準を、奈良朝から平安朝の天曆頃までのものに置く様である。今仮りにこの時代を標準時代と称することにする。さてわが国語の動詞の活用は、必ずらず五十音図の同一の行においてするのが、鉄則である。然るに改定仮名遣に従えば、次の様に二行に活用するものが生じて、この原則を破るものである。これ文法破壊であると、歴史的論者が言う。

救ワ イイ ウウ エ (ワア行。文語・口語)

撫デ ーズ ーズル ーズル (ダザ行。文語)

成程標準時においては、語尾をハ行の音で「救ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」と言い、又ダ行で「撫デ」「ツ」「ツル」「ツレ」と発音して居たはずであるから、語尾の二行にまたがるものもなかつた訳である。従つてその当時「救ワ」「救エ」、または「撫ズ」「撫ズレ」など発音するか、表記したら、それは明かに文法破壊である。然れども現在では「救ワ」「救エ」と発音して居る以上は、ワ・エで表記することは、實際をそのまま写して居るのである。之をしも文法破壊と言うべくんば、標準時にやはり實際を写して居る「救ハ」「救ヒ」も、同様に文法破壊と言わねばならぬ理である。ズツの区別は遙か後世まで存

し、今尚そうゆう地方があつても、全国の実状から見て之をズに統一することになつたのであるが、動詞の「撫デ、ーツ」に就いては、「救ウ」について言つたと同様である。歴史的仮名遣で綴つた現代文「救ハズ」「救ヒタリ」等のハヒも、若しハ行音に発音することに定めたら、事実として存しないことを表すものであつて、立派な文法破壊である。

此の如く歴史的仮名遣の「救ハズ」も、改定仮定遣による「救ワズ」も、現代人の文としては、文法違の事実がないのである。こゝに強いて「文法破壊」の語を使ったかつたら、標準時代以後に變つた「発音」そのものに、持つて行くべきである。

この外歴史的仮名遣で言えば、動詞・形容詞の語幹と説かれる者が、改定案によると變化する事になる。それも文法破壊の一に数えられるが、其批難の当らない事は、右と同様である。

(払)ハラワ ハロウ(文語) ハロウテ(文・口)

(言)イワ ユウ ユウテ(文・口)

(浅)アサク アソウ(文・口)

(美)ウツクシク ウツクシユウ(文・口)

要するに、歴史的仮名遣では、標準時代の発音と異なる仮名を用いて、動詞の活用は、飽くまでも五十音図の同行で説き、語幹の発音の變化したものも、書き変えることなく、標準時代の音を表す仮名で説明しようとするに對して、改定案では、各仮名を標準時代に有した音価で使用して、文法上の事

実を成るべく實際の発音に即して説こうとするのである。即ち之を發音主義といへば、歴史的仮名遣は文字主義と言へるのである。文法に關しては、双方に破壊の事実なく、「説き方」の相違を見るに過ぎないものと思ふ。

仮名遣の何れによるかは、各人の所見によつて異なるはずであるが、他を批判するに當つて、誤つた標準からすると、頗る危険な結論に達する。最近多くの改定案反對論者の口から、「文法破壊」の声を聞くので、自己の所信を述べる次第である。改定案賛成論者は、最も世人の注意を引き、同時に致命傷を与える巨弾の様に見える所の、この「文法破壊」の聲に恐れてはならない。その声はいかに大きくとも、それにおびえて不安を懷いてはならない。この点については中心安んじて、勇敢に進むべきである。